

実質化された人・農地プラン

注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
西伊豆町	仁科・中地区	令和3年3月15日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	15ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	9.5ha
③地区内における65才以上の農業者の耕作面積の合計	3.5ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1.6ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.1ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	1.2ha
(備考) ②には保全管理地含む ②のうち、貸付け等の意向が確認された農地は、152筆、5.8haとなっている。	

注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

仁科・中地区は、町内で最もまとまった水田が存在する地区である。高齢化による離農や規模縮小が想定される一方、担い手が不足しており、また、利便性の低い農地も存在するので、荒廃化により農業の維持発展に支障を及ぼす懸念がある。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

地区の農業振興を図るには、農地の有効活用は不可欠であり、耕作をやめる、規模縮小の対象となる農地と中心的経営体等が求める農地のマッチングを円滑に推進する。

水稻栽培を行わなくなった水田は、特産品であるアロエ栽培を推進し、同時に新規就農者の確保に努める。

利便性の低い農地は、農地としての活用を継続させるため、利便性向上策を検討する。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	A	アロエ	3.00 ha	アロエ	4.00 ha	仁科・中地区
認農	B	キンギョソウ等	0.40 ha	キンギョソウ等	0.40 ha	中地区
到達	C	畑わさび	0.30 ha	畑わさび	0.30 ha	仁科地区
到達	D	アロエ	0.40 ha	アロエ	0.40 ha	仁科地区
認就	E	沢わさび	0.00 ha	沢わさび・水稻	0.20 ha	仁科・中地区
計	5人		4.10 ha		5.30 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地中間管理機構の活用 中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく
新規就農者の確保 水稻栽培を行わなくなった水田は、地区の特産品であるアロエの栽培を推進し、水田の有効活用を図る。また、アロエは高収益作物であり、新規就農者が栽培するにも有望な作物であることから、アロエ栽培による新規就農者の受入に努める。
農地の利便性の改善 利便性の低い農地は、継続的な活用を目指し、その原因となっている幅員の狭い農道、水路等の改善を検討する。
鳥獣被害防止対策の取組方針 鳥獣害防護柵の設置を補助や、有害鳥獣捕獲を猟友会等に依頼することで農作物への被害の軽減を目標とする。
荒廃農地対策 担い手への農地集積・集約化を進めるとともに、集積できない農地については、景観作物の栽培や保全管理を地域内の組織で取り組んでいく。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。